

高齢者住宅改修補助金

介護保険制度において要介護又は要支援の認定を受けていない

満 65 歳以上の人にも住宅改修費の一部を補助します

【補助の目的】

高齢者が可能な限りその自宅において、その有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、住環境を整備するために必要な経費の一部を補助することにより、高齢者の介護予防及び家族の介護負担軽減を図るため、改修費の一部を補助します。

【対象者】

次の①～⑤のすべてに該当する人

- ①町内に住所を有している人
- ②介護保険の要介護・要支援認定を受けている、もしくは、認定を受けていない満 65 歳以上の人
- ③世帯員全員が住民税非課税である人
(ただし、補助対象者が、別世帯の者に扶養されている場合及び補助対象者との住宅設備を利用する別世帯がある場合は、それら別世帯の世帯員全員に市町村民税が課税されていない場合に限る)
- ④過去にこの制度による補助を受けたことのない人
- ⑤町税等の滞納がない人

【補助内容】

○介護保険の要介護・要支援認定を受けている場合

介護保険法に基づく住宅改修に要した経費のうち、その限度額である 20 万円を超える経費に対し補助します。(改修対象経費×2/3、補助上限 53 万 3 千円)

○認定を受けていない満 65 歳以上の人の場合

介護保険法に準ずる住宅改修のうち、手すりの取り付け及び段差解消に要する経費に対し補助します。(改修対象経費×1/2、補助上限 10 万円)

【申込方法】

必要な書類を添えて、改修工事着工までに申請してください。

- ① 交付申請書
- ② 改修工事の見積書
- ③ 改修箇所の工事前の写真
- ④ 図面
- ⑤ 住宅が持家以外の場合は、所有者の住宅改修承諾書

【お問合せ】

北栄町福祉課 介護保険室 (大栄庁舎 1 階)

電話 (0858) -37-5875